

福島市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 1 号

福島市監査委員条例等の一部を改正する条例

(福島市監査委員条例の一部改正)

第1条 福島市監査委員条例(昭和39年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第8項後段」を「第243条の2の8第8項後段」に改め、同条第3項中「第243条の2第2項」を「第243条の2の7第2項」に改める。

(福島市下水道等事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 福島市下水道等事業の設置等に関する条例(平成27年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(福島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 福島市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第74号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。